

第1章 総則

1 目的

この要領は、訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業の事前協議に関して事業者が必要な手順を定めるものとする。

2 定義

- (1) 「利用者等」とは、神戸市の介護保険被保険者である利用者本人、家族をいう。
- (2) 「訪問者等」とは、介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護を提供する訪問看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護補助者、訪問介護員又はこれらの者が所属する事業所の従業者をいう。
- (3) 「暴力行為等」とは、別紙に例示する迷惑行為等、暴力行為、器物破損行為等をいう。
- (4) 「第三者」とは、利用者の主治医等の医師、利用者を担当する介護支援専門員をいう。
- (5) 「2人訪問加算」とは、訪問介護の2人訪問加算、訪問看護の複数名訪問加算をいう。
- (6) 「おそれがある」とは、暴力行為等（別紙に例示する迷惑行為等、暴力行為、器物破損行為等）、これに類似する行為、利用者等の状況等から、今後、暴力行為等を受ける可能性があることと認められることをいう。

第2章 利用者からの暴力行為等の場合の事前協議手順（要綱第7条関係）

1 補助要件

補助要件は、次の（1）～（4）の全てを満たす場合とする。

- (1) 兵庫県内に事業所が所在し、介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護を暴力行為等に係る神戸市の介護保険被保険者である利用者に提供する事業者であること。
- (2) 利用者等から訪問者等が、暴力行為等を受けている、又はそのおそれがあること。
- (3) サービス提供記録や第三者の意見など、利用者等からの暴力行為等について確認できる書類があること。
- (4) 事業者は、2人訪問加算の利用者等への同意の依頼を行うとともに、暴力行為等の解決に向けた取組みや、被害の軽減を図るための対応を行っていること。

2 事前協議

(1) 記録・意見書等の提出

少なくとも次のア又はイいずれかの根拠となる資料を提出するものとする。

ア 暴力行為等の内容が確認できる記録

別紙の「補助対象となる行為の例」に準じる暴力行為等の内容が確認できるサービス提供記録など。

ただし、別紙注「暴力行為等の一部で補助対象とならない利用者等」に該当する場合は、訪問者等に重大な危害を及ぼす可能性が低いと考えられることから、原則補助対象

とならない（補助対象としない利用者等であっても、個別の事情により訪問者に危害を及ぼす可能性があると考えられる場合は、補助対象となる）。

イ 第三者が作成した意見等書類

医師による2人訪問の指示書や、介護支援専門員が作成した2人訪問の必要性等が記載されたケアプランなど

(2) 2人訪問加算の同意の有無の記載

事前協議書（様式第1号）特記事項の欄に、利用者等に介護保険法上の2人訪問加算の同意の依頼を行った結果や、利用者等の関係者への暴力行為等の抑止の働きかけの依頼記録、担当者の交代等の取組みを具体的に記載する。

なお、訪問看護記録や、サービス提供記録に記載があれば、これに代わるものとして取り扱うことができる。

(3) 留意事項

年間訪問回数の見込みを報告すること。

第4章 現況報告書の提出（要綱第11条関係）

(1) 提出時期

現状報告書（様式第9号）を年1回、補助対象期間（補助対象となる訪問を初めて行った日の属する月から、当該年度の3月末日）のおおむね半期に当たる時期頃に提出する。

（ただし、補助対象期間が3ヶ月以内の場合は、報告書の提出は不要。）翌年度は9月中に提出する。

提出時期の例

初訪問日	R2. 4. 1	R2. 7. 1	R2. 10. 1	R3. 2. 5
現況報告日	R2. 9 中	R2. 10～11 中	R2. 12 中	提出不要

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。